

平成二十一年十一月十七日受領  
答 弁 第 五 六 号

内閣衆質一七三第五六号

平成二十一年十一月十七日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九九年にキルギスで発生した日本人誘拐事件に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九九年にキルギスで発生した日本人誘拐事件に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対する答弁書

一、五及び六について

御指摘の「日本人誘拐事件」の経緯等を今般確認したが、日本政府からキルギス政府へ身代金のための金銭が支払われたという事実はなく、改めて調査を行うことは予定していない。

二から四までについて

政府としては、キルギス側に対し、御指摘の「議事録」の提供を累次にわたり要請し、督促しているものの、平成二十一年十一月十一日現在、キルギス共和国議会より、御指摘の「議事録」の提供を受けていない。キルギス側より、キルギス共和国議会規則において、希望者は同議会の議事録を入手又は閲覧できる旨の規定が設けられているが、実際には、当該規定を実施できる体制が整っておらず、同議会の議事録の入手又は閲覧を希望する場合には、同議会議長等の了承を得ることが原則となっているとの説明を受けている。